

全ての障がい児者が安心して入院できるように ～障がいへの理解と合理的配慮の提供をお願いします～

障がい児者(とりわけ重度障がい、コミュニケーションに支援が必要な障がいのある方等)が入院する際は、障がいへの理解と合理的配慮の提供について、スタッフ間で情報を共有し、適切な対応を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

支援が必要な障がい児者の入院における医療機関に望まれる対応の例

	不適切な対応の例	望まれる対応の例
コミュニケーションの支援	○重度障がい者のコミュニケーション支援として、支援者の付添いを求めたが断られた。 ○言語障がいのある方が、意思疎通に必要な文字盤や意思伝達機器等のコミュニケーションツールの使用を認められなかった。 ○言語障がい等があり、言葉を理解してもらえず意思疎通ができないまま一方的な対応をされた。	●手話を言語とする方や言語障がいがある方、また、障がい特性により会話によるコミュニケーションが難しい方が入院される場合があることに留意する。 ●全ての障がい児者が希望するコミュニケーション方法を尊重して、筆談ボードや文字盤や意思伝達機器等のコミュニケーションツールを使用し、本人の言葉や意思を丁寧に確認する。 ●具体的なコミュニケーション方法や留意点を本人または家族や支援者等から聞き、本人の意思を尊重した、双方向のやりとりが可能となるよう心がける。 ●重度障がい者が入院する場合、重度訪問介護ヘルパーが付き添うことができる。市町村によっては入院時コミュニケーション支援事業(重度訪問介護対象外の者や障がい児も対象)での対応も可能。 ※裏面の厚生労働省通知 R5.11/20を参照
身体介護	○誤嚥リスクがあるため、車いすに座った状態での食事介助を希望したが、認めてもらえなかった。 ○筋緊張・拘縮などの障がい状況への無理解から、無理な体勢での介護により痛みが発生し、症状の悪化や骨折につながる場合もある。 ○体位交換や寝具の調整が不十分で、褥瘡になりかけた。	●個々の障がいの特性をふまえ、事故防止のために、どのような点に留意すべきかスタッフ間で検討・共有する。 ●本人や家族、支援者等から、具体的な介護方法や留意点を聞き、その内容についてスタッフ間で共有する。
尊厳の保持	○「わがまま」等の心ない言葉が投げかけられた。 ○筋緊張・不随意運動などへの無理解から頭や手足を無理やり押さえつけられた。 ○ご飯に錠剤を振りかけたり混ぜたりして一緒に食べさせられた。	●本人が傷ついたり不快になったりするような発言や対応はせず、「人としての尊厳」を尊重した対応をする。 ●錠剤を飲み込むことが困難な状況があったとしても、ご飯に錠剤を振りかけたり混ぜたりすることはあってはならない。
入院の受入れ	○知的障がい者や精神障がい者であることを理由に入院を拒否された。 ○障がい児者であることを理由に個室でしか入院させてもらえず、差額ベッド代を求められた。	●障がい児者であることを理由に、入院を拒否することがないようにする。 ●病院側の事情で個室療養を求める場合は、差額ベッド代の本人負担が生じないように配慮する。

※上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。

入院時における支援者の付添いの受入れについて、厚生労働省からも通知されていますので、ご確認のうえ、ご協力をお願いいたします。

厚生労働省・内閣府

- ◆ 特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて（令和5年11月20日付け厚生労働省事務連絡）
 - 【別添1】○重度障害者が入院する場合医療従事者等とのコミュニケーションを支援する「重度訪問介護ヘルパー」の付き添いが可能です
 - 実際に受け入れを行った医療機関の事例
 - 【別添2】特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について（平成28年6月28日）ホームページURL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001177644.pdf>
- ◆ 障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン（令和6年3月厚生労働大臣決定）
～医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001246986.pdf>
- ◆ 障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】（令和5年4月内閣府障害者施策担当）
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki_jirei.pdf

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定の内容

（以下の利用が可能となるよう、医療機関での対応のご協力をお願いいたします）

- ①入院時の支援者の付き添いの受入れ（入院中の重度訪問介護利用の対象拡大）
入院中に特別なコミュニケーション支援を行うため支援者の付添いが可能な重度障がい者の範囲が拡大されました。

【従来】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障がい支援区分6の障がい者



【見直し後】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障がい支援区分4・5・6の障がい者

- ②入院時に障がい福祉事業者が医療機関に対して情報提供や支援の調整をした場合の評価
- ・重度訪問介護利用者が重度訪問介護従事者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が入院中の支援に関する事前調整を行った場合

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に1回を限度）

- ・相談支援事業所の職員が医療機関の職員に対して、相談支援利用者の状況等必要な情報を書面により提供した場合

入院時情報連携加算『300単位（医療機関職員と面談した場合）、150単位（それ以外の場合）』を加算（月に1回限度）

大阪府

- 「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されています！」
（内閣府作成リーフレットを大阪府が加工したもの）
https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/5414/naikaku_hu_ri-huretto_1.pdf
- 「ほんまおおきに（障がい理解ハンドブック）」（令和6年3月大阪府）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35332/shogairikaihandbook.pdf>
- 「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」（令和7年3月大阪府）
https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html

【お問合せ先】

大阪府 健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 電話：06-6944-9170
大阪府 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 電話：06-6944-6671
合理的配慮に関すること
大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 電話：06-6944-0721

2025年3月発行